

令和5・6年度入札参加資格審査要領及び審査基準

水道施設工事に係る入札参加資格審査は、次のとおり適格性、客観的事項及び主観的事項について行い、これら審査に合格した者を経営規模、工事施工能力に応じA級、B級及びC級の三等級に格付する。

1 適格性審査

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第3条第1項に基づき水道施設工事及び管工事の許可を得ている者であること。
- (3) 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。
- (4) 税、労働保険料、社会保険料等を滞納していない者であること。

2 経営事項審査（客観的審査・点数）

経営事項審査は、建設業法第27条の23の規定に基づき経営に関する審査を受けた「経営事項審査結果通知書」の評点を採用する。

3 本局独自の審査（主観的審査・点数）

本局独自審査点数は、(1) から (10) にて算出する。

- (1) 工事成績は、局発注分（水道施設工事）の工事で平成31年1月1日から令和2年12月末日（以下「対象期間」という。）までに竣工検査を受けたものを対象とする。

受検工事が2以上あるときは、その平均値（小数点以下切り捨て）により算定し、付加点数は第1表のとおりとする。ただし、表にない工事成績点数の付加点数については、 $[1.5 \times (\text{工事成績点数} - 60) + 40]$ の数式により求めた点数とする。

なお、前回登録業者で対象期間に一度も契約締結していない業者、又は契約を締結しているが竣工検査が終わっていない業者には、工事成績の普通である40点を付加し、新規登録業者については、点数を付加しないこととする。

第1表 工事成績

	□ 優秀 成績 ≥ 90		□ 良好 90 $>$ 成績 ≥ 75			□ 普通 75 $>$ 成績 ≥ 60			
平均値	100	95	90	85	80	75	70	65	60
付加点数	100	92.5	85	77.5	70	62.5	55	47.5	40

- (2) 経営状況は、対象期間において不渡りの発生及び銀行取引停止を受けた業者を対象とし、付加点数は第2表のとおりとする。

第2表 経営状況

経営状況	不渡り	銀行取引停止
付加点数	-25点	-50点

(3) 指名停止は、那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第 10 条に基づき、対象期間において指名停止を受けた業者に対し、第 3 表のとおり点数を付加するものとする。

第 3 表 指名停止状況

指名停止状況	1 月以内	3 月以内	6 月以内	12 月以内	24 月以内
付加点数	-30 点	-35 点	-40 点	-45 点	-50 点

(4) 技術者の状況は、技術者数の雇用人数により、第 4 表のとおり点数を付加する。

第 4 表 技術者数 (※最高付加得点は 5 0 点)

技術点数	1 級土木施工管理技士	2 級土木施工管理技士 (土木に限る)	給水装置工事主任技術者	配水管技能者登録証 (一般継手) ※ 1	配水管技能者登録証 (耐震継手)
付加点数	1 人につき 3 点	1 人につき 2 点	1 人につき 1 点	1 人につき 1 点	1 人につき 1 点

※1. 平成 14 年度に日本水道協会沖縄県支部で行われた講習会の修了証書含む

(5) 障害者の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく一般事業主の雇用義務等に対し、第 5 表及び障害者の雇用に積極的に取り組んでいる業者 (法定義務が無い業者) に対し、第 5 - 1 表のとおり点数を付加する。

第 5 表 障害者雇用状況

雇用義務	雇用義務達成の者	雇用義務未達成の者
付加点数	5 点	-10 点

第 5 - 1 表 障害者雇用人数

雇用人数	2 人以下	3 人以上
付加点数	5 点	10 点

(6) 市内における本店法人登記期間 (個人の場合は、営業期間) を、第 6 表のとおり点数を付加する。

第 6 表 本店法人登記期間 (個人の場合は営業期間)

営業年数	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
付加点数	5 点	10 点	15 点

(7) 水道施設工事と関連する土木工事、ほ装工事、消防施設工事の建設業許可を有する業者に対し、それぞれ第 7 表のとおり点数を付加する。

第 7 表 他建設業許可関連

他建設業許可業種	土木工事	ほ装工事	消防施設工事
付加点数	5 点	2.5 点	2.5 点

(8) ISO(国際標準化機構)規格認証の取得及びエコアクション 21 認証・登録により、第 8 表のとおり点数を付加するものとする。

第 8 表 ISO 取得、エコアクション 21 認証・登録 (※最高付加得点は、30 点)

認証等	ISO9000S	ISO14000S	エコアクション 21
付加点数	15 点	15 点	5 点

(9) 上下水道局優秀建設工事表彰要綱に基づく優秀建設工事被表彰業者に対して、第 9 表のとおり点数を付加するものとする。

第 9 表 優秀建設工事表彰 (業種：水道施設工事のみ)

直前 2 年度 (令和 3・4 年度) において、表彰された施工業者	20 点
------------------------------------	------

(但し、同一業種の重複は不可)

(10) 社会貢献(市とボランティア協定又は災害時における応援協定を締結した業者)に対して、第 10 表のとおり点数を付加するものとする。

第 10 表 社会貢献 (最高付加得点は 15 点)

社会貢献	ボランティア協定	災害時における応援協定
付加点数	10 点	5 点

(11) 雇用の規模は、令和 4 年 7 月 1 日現在における健康保険・厚生年金保険等の被保険者数により、第 11 表のとおり点数を付加するものとする(後期高齢者も対象とする)。

第 11 表 雇用の規模

雇用の規模	1 人～9 人	10 人～29 人	30 人以上
付加点数	10 点	20 点	30 点